

パーソナルモビリティの安全な利用の推進の在り方にについて

令和4年6月15日（水）
第2回 パーソナルモビリティ安全利用官民協議会
警察庁説明資料

目 次

- 1 改正道路交通法の概要 1頁
- 2 電動キックボードが関与する交通事故・違反の発生状況 2頁～
- 3 国会審議での主な意見・附帯決議の概要 6頁～
- 4 シエアリング事業者による電動キックボードの安全対策（案）について 11頁
- 5 販売事業者等による電動キックボードの安全対策（案）について 12頁
- 6 ガイドラインの策定について 13頁

公布日：令和4年4月27日
施行日：公布日から2年以内の政令で定める日

(1) 最高速度、車体の大きさ

- 最高速度：一般的な自転車利用者の速度（20km/h）
- 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当



(2) 運転することができる者

- 運転免許は不要しないこととするが、16歳未満の者については運転を禁止
- 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務を課す

(3) 通行場所

- 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 最高速度の制御（6km/h）とそれに運動する表示をした場合には、例外的に歩道（自転車通行可の歩道のみ）等の通行可



(4) 乗車用ヘルメット

- 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す

(5) 違反者に対する措置

- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令（命令違反には罰則）

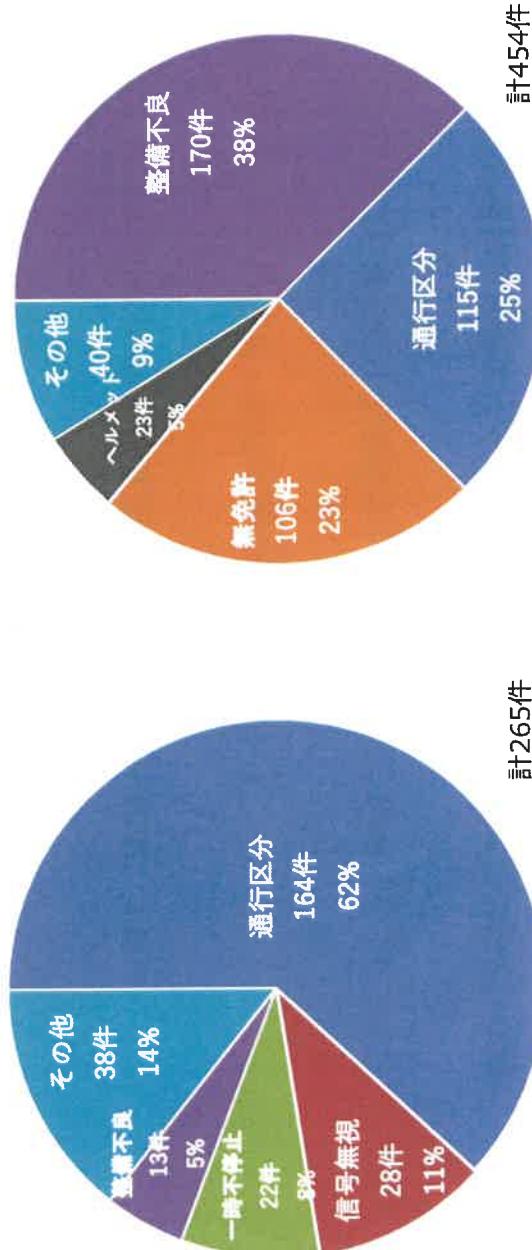
1

電動キックボードが関与する交通事故状況①

電動キックボード検挙・指導警告（違反類型別）

<検挙件数（令和3年9月～令和4年3月）>

<指導警告件数（令和3年9月～令和4年3月）>



■ 通行区分 ■ 信号無視 ■ 一時不停止 ■ 整備不良 ■ その他

※ 「その他」中、酒気帯び運転は3件

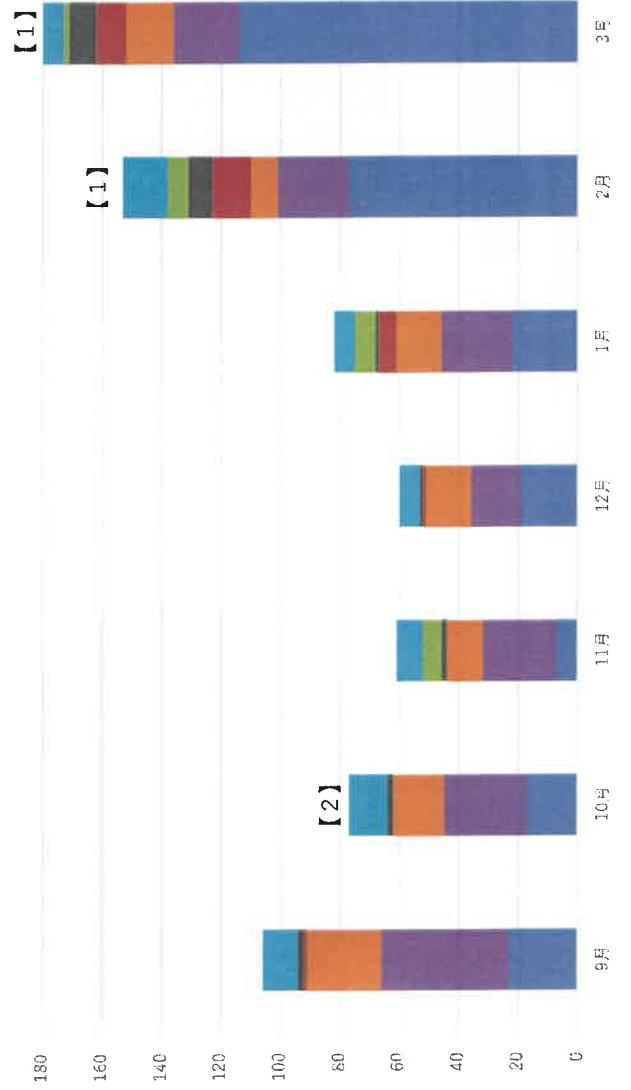
■ 通行区分 ■ 信号無視 ■ 一時不停止 ■ 整備不良 ■ その他

※ 「その他」中、酒気帯び運転は1件

電動キックボードが関与する交通事故・事故の発生状況②

電動キックボード検挙・指導警告（違反類型別）

違反件数の推移（令和3年9月～令和4年3月）



■通行区分 ■整備不良 ■無免許 ■信号無視 ■ヘルメット ■一時不運転 ■その他
検挙及び指導警告件数の合計（警察庁に報告のあった件数を集計）
※ グラフ中【1】内の数値は酒気帯び運転の件数

3

電動キックボードが関与する交通事故・事故の発生状況③

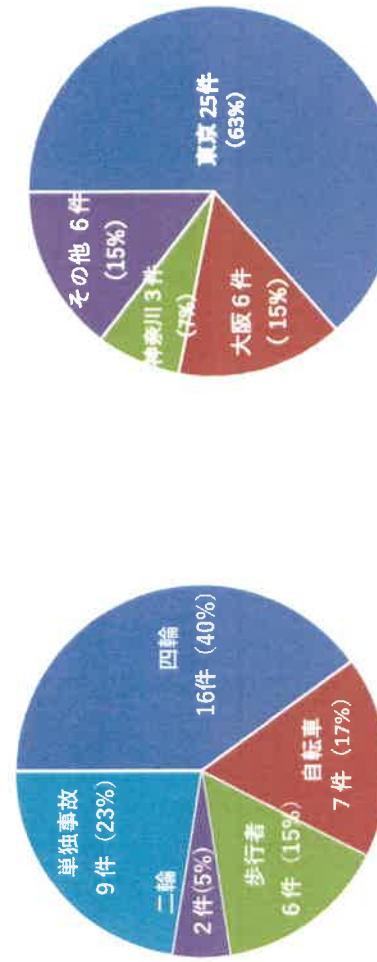
電動キックボードが関与する交通事故

<事故件数・死傷者数>

年次	区分	死亡事故件数	事故件数	死者数	負傷者数
令和2年		0	4	0	5
令和3年		0	27	0	28
令和4年（～3月）		0	9	0	9
合計		0	40	0	42

※電動キックボードが第1当事者又は第2当事者となつた人身事故で、警察庁に報告のあった件数を集計

<相手当事者別（令和2～4年3月）> <都道府県別（令和2～4年3月）>



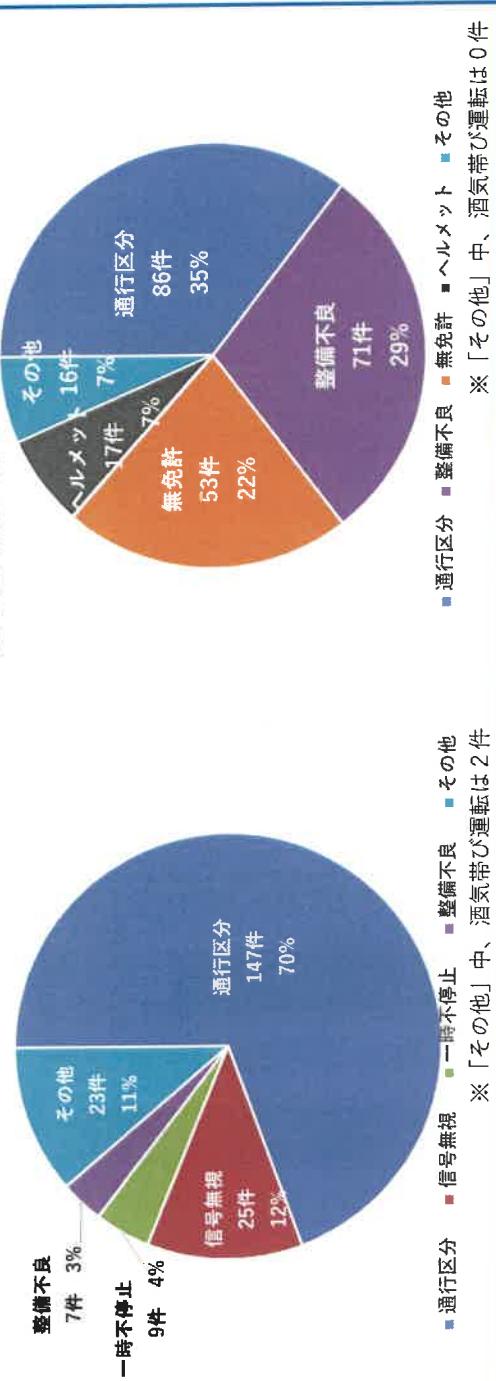
※その他：千葉1件、埼玉1件、群馬1件、石川1件、徳島1件、長崎1件

4

【参考】警察庁管内における電動キックボード違反・事故件数

電動キックボード検挙・指導警告 ※ 警察庁に報告のあつた件数を集計

<検挙件数（令和3年9月～令和4年3月）>



電動キックボードが関与する交通事故

区分	死亡事故件数	事故件数	死者数
令和2年	0	2	0
令和3年	0	18	0
令和4年（～3月）	0	5	0
合計	0	25	0

※電動キックボードが第1当事者又は第2当事者となつた人身事故で、警察庁に報告のあつた件数を集計

5

国会審議での主な意見

○ 改正道路交通法の国会審議において、電動キックボード等の安全利用を懸念する様々な意見が出された

交通安全教育について

- 手軽で便利な乗り物であることから、この電動キックボード販売業者あるいはシェアリング業者が交通安全教育をしつかりするべきである。交通安全教育を努力義務ではなく、義務とすべきではないか。
- なぜこの安全講習には義務化せずに努力義務で収めてしまっているのか。
- 事業者の交通安全教育の努力義務について、パンフレットを渡しておしまいとならないように、徹底してお願ひしたい。
- 運転者、利用者に対しての安全教育に加え、学校教育の場等でその周りの方々に対してもしつかりと安全教育をしていただきたい。
- インターネットは店頭に行かずに行ってしまうという利点があるため、保安基準に適合していることが購入者に分かるようになりますが是非行つていただきたい。
- 一時的に使って、長期間また乗らざるよううな方にも安全教育を徹底していくというのは結構大変なことではないか。
- 事業者に努力義務を課すということだが、内容についてはこれから決めるという話で、具体的な担保が何もない。この点においても、現状との落差が大き過ぎる。
- 電動キックボードに関する問題を取り入れていただきたい。
- 国と事業者でしつかり連携してやっているかどうかという点を含めて注視してもらいたい（国から）指導の方を行っていただきたい。

6

ヘルメット着用を努力義務とすることについて

- ・ ヘルメットかぶつた方がやはり安全で、命を守ることに繋がると考える。
- ・ 原付と同様、原動機付自転車の一類型である特定小型原動機付自転車のヘルメット着用も努力義務ではなく義務化することを今後検討してほしい。
- ・ ヘルメット着用義務も緩和されます。海外での事故においては、脳の損傷など深刻な事例は少なくない。法案では、自転車についてはヘルメット着用の努力義務が新たに加わる一方で、重大事故、危険運転が急増している電動キックボードは努力義務に緩和をする。このように規制緩和をして、より安全運転を徹底するという実効ある仕組みをどのように取るのが。

車体の安全性・ナンバープレート等について

- ・ 現在においても保安基準に適合していないような電動キックボードが市場に出回っている現状にある。特に、インターネットによる販売やフリマサイトによる転売が広く行われており、保安基準に適合していない電動キックボードの利用を助長しているように思われる。購入者がインターネットで特定小型原動機付自転車を購入・転売をした場合、規格や保安基準に適合した車体であることをどのように確認するのか。
- ・ 道路の段差や隙間に非常にさらされやすいやつかないかと思われるが、車体の安全性はどうに確保するのか。
- ・ 買い物籠を付けたり、幼児用のシートをつけて子供を乗せるというようなことがなし崩し的に認められていくのか。
- ・ 今後の安全基準等々の打合せを円滑に進める上でも、国産のメーカーにしつかりとメインのシェアを握ってもらう必要があるのではないか。
- ・ 異なった色の光を点滅させるなどして区分けをするということだが、それを瞬時に見分けるのは難しいのではないか。
- ・ 点滅する灯火によって、歩道側通行できるものと車道側を通行しなければならないとのことを分けるということだが、それを運転者だけではなく、歩行者も分かっていないといけない。そのため、しっかりと国民全體に行き渡るように、広報をお願いしたい。
- ・ 現状の原付と同じ大きさのナンバープレートは、車体に比べて大きく、安全面からも課題と聞いているため、ナンバープレートの小型化については、是非前向きに進めていただきたい。

7

国会審議での主な意見

特例特定小型原動機付自転車による歩道通行について

- ・ 車道通行用と歩道通行用に切り替えられるようになってるが、切り替え忘れてそのまま歩道を走ってしまうということが多発するのではないか。
- ・ 諸外国はむしろ歩道通行を認めている国はほとんどないにも関わらず、なぜ我が国は逆に歩道通行を認めるのか。
- ・ 安定性が低いと同時に、全く音が出ないため、歩道を歩いている方、特に視覚障害をお持ちの方にとって非常に不安を抱えるものではないか。歩道においてはできる限り手押しを推奨する、そういうた運用も可能ではないか。
- ・ 急遽車道から歩道に進入すること等によって、他の運転者や歩行者に混乱が生じないのか。

道路環境の整備等について

- ・ 今後、道路空間をどのように生かしていくのか、使っていくのかという前向きな議論が必要である。
- ・ 自転車レーンの整備、充電ポート、駐車スペースの確保などの環境整備が重要であり、駐車場の形態や確保策を早急に検討すべきである。
- ・ 電動キックボードの普及と安全な利用には日本の交通事情、道路事情に合った環境整備が必要であり、特に、電動キックボードの需要がある都市部において、自転車レーンをどう確保していくかが課題である。しっかりと自治体とも連携しながら、地域の実情に応じて進めていただきたい。

車道における他の交通主体との関係について

- ・ ドライバー、つまりエッセンシャルワーカーの方々にとつては、（交通事故）加害者になり得るというリスクがあるのではないか。

8

○ 施行に当たつて留意すべき事項として、衆参両院の内閣委員会において、附帯決議が採決された

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和4年4月12日 参議院内閣委員会 抜粋)

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者に対する新たな交通ルールの周知徹底を図るとともに、関係省庁と事業者が連携し、関係省庁又は事業者を通じた特定小型原動機付自転車の運転者及び広く社会一般に対する効果的な交通安全教育の在り方にについて速やかに検討し、早期に実施すること。
- ・ 特定小型原動機付自転車の運転が運転免許を要さずについ十六歳以上の者に認められることの重大性に鑑み、十六歳未満の者による運転や悪質・危険な運転に対し、厳正な指導取締りを行うとともに、必要に応じて運転免許制度の導入を含めた検討を行うこと。
- ・ 特定小型原動機付自転車の車体の安全性に関する基準について、関係省庁が連携し、速やかに検討するとともに、基準に適合しない車両や不正に改造された車両に対する取締りを徹底し、その排除に努めること。
- ・ 特定小型原動機付自転車に区分される電動キックボードと、一般原動機付自転車に区分される電動キックボードについて、適用される交通ルールが異なることとなるにもかかわらず、外観上酷似していることから、両者の分類が容易に判別可能となるような外観表示について、関係省庁等が連携して適切な措置を講ずること。
- ・ 自動二輪車等の駐車場台数が他の自動車に比べて少ない水準にあり、電動キックボードの普及等に伴い、今後更に不足することが見込まれる状況にあることに鑑み、関係省庁等が連携協力しながら、駐車環境の整備に向けた取組を推進すること。
- ・ 自転車事故における乗車用ヘルメットの被害軽減効果が高いことに鑑み、自転車及び電動キックボード等の運転者に対して乗車用ヘルメットの着用促進に向けた効果的な啓発活動に取り組むこと。
- ・ 歩行者、自転車、自動車等既存の交通主体に加え、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車等が同じ交通空間を通行する新たな状況が生じることから、各交通主体の安全を確保するため、交通事故情報等を集積・分析して危険性を軽減する措置を適切に講ずるとともに、効果的かつ厳正な指導取締りを行うこと。また、関係省庁が連携し、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯及び歩道等の交通空間を計画的に整備すること。

9

附帯決議の概要

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和4年4月15日 衆議院内閣委員会 抜粋)

- ・ 本法により特定小型原動機付自転車(以下「電動キックボード等」という。)に関する交通ルールが整備されることを踏まえ、新たな交通ルールの周知徹底を図ること。
- ・ 電動キックボード等及び自転車による事故が頻発していることを踏まえ、悪質な運転に対する取締りを強化すること。また、交通事故情報等を収集・分析し、交通安全の更なる向上に努めること。
- ・ 電動キックボード等の車体の安全性に関する基準を速やかに策定するとともに、基準に適合しない車両や不正に改造された車両に対する取締りを徹底すること。
- ・ 電動キックボード等及び自転車の安全な走行環境を確保するため、自転車道の整備等に努めること。また、今後電動キックボード等の普及が見込まれることに鑑み、駐車環境の整備等に努めること。
- ・ 電動キックボード等が又貰しされる場合等においては、販売事業者等が利用者に直接交通安全教育を行うことが困難であることに鑑み、電動キックボード等を実際に利用する者に対する交通安全教育が確実に行われるよう努めること。
- ・ 視覚障害者を始めとする身体障害者やお年寄り、子どもなどが安心して歩道を通行することができるよう、電動キックボード等及び自動配達ロボット等の歩道走行の在り方にについて検討した上で、必要な措置を講ずること。
- ・ ヘルメットの着用が事故による致死率の低下等につながることに鑑み、電動キックボード等及び自転車について、ヘルメット着用の義務化も含め、ヘルメット着用率の向上に向けた方策を検討した上で、必要な措置を講ずること。
- ・ 本法により十六歳未満の者による電動キックボード等の運転が禁止されることを踏まえ、当該規定の遵守を徹底するための方策について検討した上で、必要な措置を講ずること。
- ・ 電動キックボード等については、人力により作動する自転車に比べ利用者による制御が難しいことや今後の技術開発の状況、事故の発生状況等を踏まえ、免許制の導入も含め、規制の在り方について検討した上で、必要な措置を講ずること。

10

シェアリング事業者による電動キックボードの安全対策（案）について

(1) 現在行われている対策

- マイクロモビリティ推進協議会（協議会各社の安全対策）

→ 運転免許証の登録

→ 道路交通法に関するテストを実施

→ 乗車ルールの表示

→ 歩道走行禁止のアラートを車体に表示

→ 安全講習会や試乗会の実施（昨年は約40回実施）

(2) 懸念事項

- 特定小型原動機付自転車への対応 ⇒ 16歳以上免許不要・ヘルメット着用努力義務・歩道通行一部可(6km/h以下)

→ ヘルメット着用の促進…努力義務であるが、被害軽減のため着用を基本とする

→ 16歳未満の利用防止対策…利用者の年齢確認対策、又貸し対策

→ 運転免許を持たない利用者等への交通ルールの周知（歩道通行及び逆走禁止など）

→ 惠質・危険運転者対策（飲酒運転防止など）

11

販売事業者等による電動キックボードの安全対策（案）について

(1) 現在行われている対策



(2) 懸念事項

- 一般社団法人日本電動モビリティ推進協会（加盟各社の安全対策）

→ 商品紹介ページやパンフレットでの交通ルール周知

→ 試乗会時、交通ルールのアニメ視聴やルール説明

→ 購入者への安全啓蒙チラシの配布

→ 街頭ビジョン・SNSにおける広報啓発

→ 試乗時や販売時に交通ルールを説明

→ ナンバープレート取得、自賠責保険加入後の納車など

11

- プラットフォーム提供事業者は交通安全対策に関して、法的努力義務の対象外

→ 個人所有の電動キックボードの多くはインターネットで購入されている。

→ 電動キックボードの安全な利用のためには、**プラットフォーム提供事業者の協力が必要不可欠である。**

- 特定小型原動機付自転車への対応 ⇒ 16歳以上免許不要・ヘルメット着用努力義務・歩道通行一部可(6km/h以下)

→ ヘルメット着用の促進…努力義務であるが、被害軽減のため着用が基本

→ 16歳未満の利用防止対策…利用者の年齢確認対策、又貸し・転売対策

→ 運転免許を持たない購入者等への交通ルールの周知（歩道通行及び逆走禁止など）

→ 安全な車体の販売及びナンバープレートの確実な取得と自賠責保険加入の徹底



12

今後の予定

- 官民で実効的かつ効果的な交通安全教育等の在り方にについて、第3回以降、引き続き協議を実施
- 協議の結果を踏まえ、改正法施行までにシェアリング事業者及び販売事業者等が取り組むべき交通安全対策についてガイドラインを策定・公表